

八千代町上水道をご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応

水道基本料金の減免に関するお知らせ

水道基本料金を減免します

＜水道基本料金の減免＞

長引く新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、町民の生活や町内の経済活動を支援するため、水道基本料金の減免を下記のとおり実施します。

減免の対象者

町と給水契約をしているすべてのお客様が対象となります。

減免の内容

水道基本料金の25%を6か月間減免します。
ただし、飲食店につきましては、基本料金の半額を減免します。

減免の対象期間

令和3年1月請求分から6月請求分までの6か月を対象期間とします。

減免の手続き

今回の減免について、手続きは不要です。

[注意事項]

- 検針時に各戸へ投函する、「上下水道使用量・料金等のお知らせ」（検針票）に記載される額は、減免前の金額で表示されていますが、実際にお支払いいただく額は、減免された額となっていますので、ご了承ください。
- 下水道料金については、減免の対象となりません。
- この減免の手続きに関し、役場から電話や訪問をすること、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。

裏面もご覧ください

問合わせ先

八千代町産業建設部 上下水道課上水道係

TEL 0296-48-2037（平日 8:30～17:00）

《参 考》

契約口径別の減免額

口径	基本料金(月額)	減免額(1か月あたり)	
		一般(25%減免)	飲食店(50%減免)
13mm	1,925 円	482 円	963 円
20mm	2,475 円	620 円	1,238 円
25mm	3,080 円	770 円	1,540 円
40mm	4,840 円	1,210 円	/
50mm	8,910 円	2,228 円	
75mm	20,900 円	5,225 円	

※上記金額は、消費税を含んだ額で記載しています。

検針票

上下水道使用水量・料金等のお知らせ

水道 太郎 様

お客様番号 000-000-00

使用月 令和 年 月分
 検針日 令和 年 月 日

水栓所在地 使用期間(10月〇日~11月〇日)
 大字〇〇〇〇番地

メーター番号 1310000 口径 13
 検針員 水道課

今回指針 600 m³
 前回指針 595 m³
 交換時水量 0 m³
 使用水量 5 m³
 下水認定水量 0 m³

水道料金 1,925 円
 メーター使用料 110 円
 下水道使用料 0 円
 合計金額 2,035 円
 (消費税を含む)

振替日(納入期限) 令和 年 月 日

水を大切に、節水にご協力ください。
 本書による上記料金の納入はできません。

上下水道料金等領収書(口座振替分)

使用月 年 月分

使用水量 m³
 下水認定水量 m³
 水道料金 円
 メーター使用料 円
 下水道使用料 円
 合計金額 円
 (消費税を含む)

振替日 年 月 日

上記の金額を口座振替により領収しました。

八千代町水道事業 八千代町長

問合わせ先：八千代町役場 上下水道課
 TEL 48-2037・2038

当月請求分の金額は、減免前の金額で記載されています。

口座振替の場合は、こちらに減免後の金額での領収額が記載されます。その他の方法でお支払いの方は、発行される領収書をご確認ください。

※1月検針(請求)分から6月検針(請求)分までが減免の対象期間です。